

財 務 定 期 監 査 結 果 報 告
〔 消 防 局 〕

神戸市監査委員	近 谷 衛 一
同	横 山 道 弘
同	土 居 吉 文
同	岡 島 亮 介

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した平成15年度財務定期監査について、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり決定した。

1 監 査 の 対 象

下記の監査対象における主として平成15年4月1日～8月31日までに執行された事務について監査を行った。

消 防 局 総 務 部 庶務課，職員課，施設課
予 防 部 予防課，査察課，危険物保安課
警 防 部 警防課，司令課，救急救助課
市民防災総合センター
消 防 署（東灘，灘，中央，兵庫，北，長田，須磨，垂水，西，水上）

2 監 査 の 期 間

平成15年10月1日～平成16年2月10日

3 監 査 の 方 法

監査は、財務に関する事務の執行が法令等に基づき適正に行われているかについて、関係書類の調査とともに、関係職員に対する質問等の方法により実施した。

4 主な監査項目

(1) 収入に関する事務

- ア 危険物取扱許可等手数料の調定，収納及び払込事務
- イ 消防団員等公務災害補償等共済基金への請求事務
- ウ その他の収入事務

(2) 支出に関する事務

- ア 委託料の支出事務
- イ 負担金，補助金等の支出事務
- ウ 消防団員に対する報酬，手当及び退職報償金の支給事務
- エ その他の支出事務

(3) 契約に関する事務

- ア 物品調達，委託等に係る契約事務

(4) 財産管理に関する事務

- ア 車両の受払及び管理事務
- イ その他の財産管理事務

5 監査の結果

監査の結果，事務処理はおおむね適正に行われているものと認められた。しかし，事務の一部について次のような改善を要する事例が見受けられたので，今後，適正な事務処理に努められたい。

(1) 収入に関する事務

東京在勤者住宅使用料の収納を適正に行うべきもの

東京に在勤する消防局職員は原則、職員住居に入居すると定められており、要綱に基づき、その住宅使用料を月額で徴収している。

しかし、東京在勤者住宅使用料が未調定のまま、放置されている事例が見受けられた。

(職員課)

早急に調定を行い、使用料の収納に努めるべきである。

光熱水費償還金の徴収を適正に行うべきもの

消防局の各署、センター等に自動販売機等の設置を許可しており、その光熱水費償還金を徴収している。

しかし、市民防災センター2階に設置されている自動販売機については、行政財産の目的外使用許可を行っているが、光熱水費償還金の徴収が行われていなかった。

(施設課)

早急に調定を行い、償還金の徴収に努めるべきである。

使用料の減免額の算定を適正に行うべきもの

神戸市防災コミュニティセンターの管理は財団法人防災安全公社へ委託している。使用料については条例、規則等で定められており、減免の取扱については、ホール使用料及び附属施設使用料を対象とすることが規定されている。

しかし、減免の適用についてホール使用料のみを対象とし、附属設備使用料を対象外としていた。

(庶務課)

条例等に基づき、適正な減免の適用を行うべきである。

危険物取扱手数料の算定・収納を適正に行うべきもの

危険物取扱施設については、その設置等について関係機関の許可及び検査が必要であり、それに伴う手数料の徴収などが消防法等に定められている。神戸市もこれに基づき手数料条例を定め危険物取扱手数料を徴収している。

この取扱いについて、以下のような改善を要する事例が見受けられた。

ア 危険物取扱手数料の徴収額が過少となっている事例

(西消防署)

適正な事務処理を行うべきである。

イ 神戸市手数料条例において申請時に徴収することになっている手数料を徴収せず、納付書を発行して、収入確認の後、検査を行っている事例

(市民防災総合センター)

申請時に出納員領収を行うべきである。

職員公舎光熱水費自己負担分の収納を適正に行うべきもの

職員公舎を利用する職員に職員公舎で使用している光熱水費の一部を要綱に基づき負担させている。

しかし、職員公舎光熱水費個人負担分について、以下のような改善を要する事例が見受けられた。

ア 調定が過大となっている事例 (中央消防署)

適正な事務処理を行うべきである。

イ 調定が遅滞している事例 (兵庫消防署, 須磨消防署)

早急に調定を行うべきである。

(2) 支出に関する事務

消防団員に対する報酬, 費用弁償等の支払事務を適正に行うべきもの

消防団員に支給される報酬・費用弁償については、各団員から団長あてに請求及び受領に関して委任状が出されており、これに基づいて支出されている。 (警防課)

消防団員は地方公務員法上の特別職の公務員であり、同法上の給与の支給に関する規定は適用除外になっているとはいえ、その趣旨は尊重されるべきである。したがって、その報酬等については各個人に支払われるべきである。

消防団員に対する報酬, 費用弁償等の支払事務を適正に行うべきもの

消防団員の技術報酬・費用弁償・年報酬について、消防団長が請求し、消防団長・分団長に対して各団員の分を一括支出しているが、これらに関する委任状を徴していなかった。

(水上消防署)

適正な事務処理を行うべきである。

消防団員に対する報酬, 費用弁償等の支払事務を適正に行うべきもの

消防団員に対する報酬, 費用弁償等については、条例, 規則でその支出時期, 算出方法等が定められている。

しかし、消防団員に対する報酬, 費用弁償等の支払いについて、以下のような改善を要する事例が見受けられた。

ア 年度途中で退団した団員について、年報酬が過払いとなっている事例 (兵庫消防署)

年度途中で退団した時は、条例に定める月割り計算を行い、支出するべきである。また、年報酬を支出した後に退団し、過払いとなっている年報酬については、速やかに精算を行うべきである。

イ 既に退団している団員について、出勤手当が支払われている事例 (北消防署)
誤払いとなっている出勤手当については、速やかに是正するべきである。

助成金の支出を適正に行うべきもの

防災福祉コミュニティ助成金は、防災福祉コミュニティ育成実施要綱に基づき、市民の災害対応力を組織的でより効果的なものにするために地域団体に支出しているものである。

この助成金の支出について請求者と受取人が異なっているにもかかわらず、委任状を徴していない事例が見受けられた。 (北消防署, 須磨消防署)

請求者と受取人が異なっている場合は、委任状を徴するべきである。

助成金の精算を適正に行うべきもの

防災福祉コミュニティ助成金の精算について、各署で精算に関する取扱が異なっている事例が見受けられた。 (予防課)

精算方法の事務処理方法を統一し、事務取扱者への徹底を図るべきである。

委託料の精算を適正に行うべきもの

応急手当の普及啓発にかかる業務、神戸市防災コミュニティセンターの管理運営にかかる業務、広報誌「雪」編集及び発行にかかる業務について、それぞれ財団法人神戸市防災安全公社と業務委託契約を締結している。各契約書中において、契約期間終了後に事業報告書及び収支決算書の提出を求めている。

しかし、平成14年度分の事業報告書及び収支決算書が監査日現在提出されていなかった。

(庶務課)

各委託契約に基づき、契約期間終了後に事業報告書及び収支決算書の提出を求めて、承認を行うべきである。

補助金の使途確認を適正に行うべきもの

財団法人神戸市防災安全公社に対して神戸市防災安全公社補助金要綱に基づき補助金を支出しており、同要綱は使途確認のため、用務終了後、事業実績報告書の提出を求めている。

しかし、事業実績報告書の金額とその内訳資料の金額が異なっている事例が見受けられた。

(庶務課)

事業実績報告書を精査し、使途確認を行うべきである。

借上料の執行を適正に行うべきもの

職員公舎の借上げに関する賃貸借契約について、契約期間が終了しているが、更新の賃貸借契約を締結しないまま賃借し、借上料等を支出していた。 (長田消防署)

早急に契約締結を行い、適正な予算執行に努めるべきである。

前渡金の精算を適正に行うべきもの

前渡金の精算については、神戸市会計規則第48条によると、前渡金管理者は用務終了後5日以内に支払精算書を直近の上司に提出しなければならないと定められている。

しかし、前渡金の精算を行う際に、決裁区分を誤っている事例が見受けられた。(水上消防署)
適正な事務処理を行うべきである。

前渡金の精算を適正に行うべきもの

公共料金の自動振替払については、その取扱要領において、支払資金は3ヶ月(四半期)ごとに前渡金支出することとなっており、前渡金の精算については、当期分の最終振替日から5日以内に行うとされている。

しかし、公共料金の前渡金について、以下のような改善を要する事例が見受けられた。

ア 前渡金口座の預金残高が不足したまま放置している事例 (東灘消防署, 垂水消防署)
資金が不足する場合はすみやかに前渡金を追加支出するべきであり、請求書及び預金通帳の確認を行い、精算するべきである。

イ 前渡金公共料金については、四半期ごとに精算することとなっているが、精算を誤って翌期の公共料金を含めて精算している事例が見受けられた。(兵庫消防署)
適正な事務処理を行うべきである。

ウ 精算が遅れている事例が見受けられた。(兵庫消防署, 垂水消防署)
適正な事務処理を行うべきである。

前渡金公共料金口座を適正に管理すべきもの

ア 前渡金公共料金口座はその目的以外に使用してはならないとされているが、電話利用契約の変更に伴う返還金が同口座に振込まれたままになっている事例 (兵庫消防署)
予算総計主義から、返還金については、債務者を明確にした上で雑入として歳入するべきである。また、前渡金公共料金通帳の管理は要領に則して適正に行うべきである。

イ 前渡金口座に振り込まれていた現金を用いて、直接銀行窓口で払込を行っている事例 (兵庫消防署)
支出命令書をもって支払うべきである。

謝礼金の支出を適正に行うべきもの

研修講師に講師謝礼を支出しているが、神戸市消防学校講師謝礼基準に定められていない額を支払っている事例が見受けられた。(市民防災総合センター)
適正な事務処理を行うべきである。

(3) 契約に関する事務

委託契約を適切な内容にすべきもの

各署で排出される医療廃棄物の処分等業務について、運搬収集業者及び処分業者のそれぞれと委託契約を締結している。

しかし、医療廃棄物の処分にかかる委託料について、支払先が明確になっていない事例が見受けられた。

(救急救助課)

内容に疑義がないように契約を締結すべきである。

(4) 財産管理に関する事務

行政財産目的外使用許可の手続きを適正に行うべきもの

消防局単独庁舎の目的外使用許可について、使用許可を行う施設の名称、箇所数を誤っている事例が見受けられた。

(施設課)

申請書に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

領収証書の管理を適正に行うべきもの

危険物取扱手数料等を収納する際に、市所定の領収証書を使用している。領収証書の取扱については、現金取扱事務の手引き(公金編)に規定されているが、以下のような改善を要する事例が見受けられた。

適正な事務処理を行うべきである。

ア 両面カーボンを使用すべきところ片面カーボンを使用している事例 (北消防署)

イ 未使用領収証書綴の受払簿が作成されていない事例(兵庫消防署,市民防災総合センター)

ウ 領収証書に一連の番号が付されていない事例

(垂水消防署,西消防署,市民防災総合センター)

物品管理簿の記載を適正に行うべきもの

神戸市物品会計規則第8条によると、物品管理者は、物品の受領又は交付の都度、物品管理員をして物品管理簿に記載させなければならないと定められているが、以下のような改善を要する事例が見受けられた。

受払いの都度、管理簿に記載するなど、適正な事務処理を行うべきである。

ア 予備の救助工作車について、車両一覧表に記載されていない事例 (施設課)

イ 水難救助にかかる体力強化訓練のために、プール利用券を購入し、保管しているが、管理簿が作成されていない事例 (救急救助課)

ウ 郵便切手について管理簿と残高が一致していない事例 (水上消防署)

プリペイドカードの管理を適正に行うべきもの

旅費の執行のために各所属でプリペイドカードを管理しているが、以下のような改善を要する事例が見受けられた。

プリペイドカードの出納保管にあたっては、現金に準じて取り扱うこととされており、受払の都度管理簿に記載するとともに、使用状況を把握するため、カードごとの使用簿を作成の上、使用済カードを証拠書類として保管するべきである。

ア 管理簿が作成されていない事例 (庶務課, 施設課, 危険物保安課, 中央消防署)

イ 管理簿が受入簿になっているため、残数管理が適正に行われていない事例 (査察課)

ウ 使用済カードが使用簿に添付されていない事例 (査察課, 兵庫消防署, 垂水消防署)

エ プリペイドカードを紛失しているが、行財政局長への通知を行わず、紛失した者に損失補填させている事例 (灘消防署)

6 意見

監査の結果、組織運営の合理性を図る観点から下記の施設・施策について、その運営・実施方法に検討すべき必要が認められるので、さらに検討を加えられたい。

(1) 神戸市防災コミュニティセンターの管理運営について

長田消防署 4 階に設置されている神戸市防災コミュニティセンターは、市民の防災意識の高揚、防災活動の推進等を図るとともに、市民の福祉の増進及び文化の向上によるコミュニティの創造を図るために設置された公の施設である。

設置目的別に利用実態を見ると、その利用の大部分は消防局が主体となった事業で使用されており、一方、市民の利用は、一部の利用者による継続利用がほとんどである。また、利用率も低く、本来の設置目的が生かされているかどうか疑問が残る。長田区内には勤労市民センター等が設置されていることから、神戸市防災コミュニティセンターとして運営を続けていくかどうか検討をされたい。

(2) 神戸市婦人消防隊について

神戸市婦人消防隊に対して、要綱に基づき補助金が支出されている。神戸市婦人消防隊設置要綱と神戸市防災福祉コミュニティ育成事業実施要綱のそれぞれの趣旨がほとんど同じであるので、補助対象の婦人消防隊を防災福祉コミュニティの構成員とすること、あるいは、平成 13 年 4 月 1 日以降、女性も消防団に入団できるようになったため、消防団への編入等の婦人消防隊の組織再編を含めた検討をされたい。